

令和5年12月22日

対象者各位

国際日本研究学位プログラム
事務室

令和6年度日本語教育研究者育成奨学金申請者の募集について

人文社会科学研究群国際日本研究学位プログラム日本語教育学領域は、一般社団法人尚友倶楽部の助成を得て、日本語教育学の領域に属する博士後期課程学生を対象とする奨学金制度の運営を行っています。本奨学金制度は、研究費および1年間の学費を対象学生に対して支援するもので、学生が研究に専念することのできる環境の確立を目的としております。

なお、令和6年度においても、給付の対象を同領域博士前期課程学生へ拡大のうえ募集いたします。

- 申請対象者：
- ①令和6年度に本学位プログラム博士後期課程日本語教育学領域に所属している学生
もしくは、入学後に所属する予定の学生
※【重要】本学 JST「次世代研究者挑戦的プログラム」事業に出願しようとする学生は申請できない（併願不可とする）。
※令和5年度に受給対象者となった学生が再申請することはできない。
※年度中に休学（休学を利用した私費留学も同様）する予定のものも申請できない。
※なお、旧課程博士後期課程学生は、令和6年度中に標準修学期間（36か月）を超過する場合、原則として申請不可とする。ただし、休学や留学などの理由により、当該年度中に修学期間が36か月を超えない者に限り申請を認める。
 - ②令和6年度に本学位プログラム博士前期課程日本語教育学領域に所属している学生
もしくは、入学後に所属する予定の学生
※申請受理にあたっては博士後期課程への進学希望の有無を明記すること。
※旧課程学生は申請不可とする。

申請締切日： **令和6年2月26日（月）必着**

提出先： 国際日本研究学位プログラム事務室（原則郵送。内部生は持参可）
〒305-8571
茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学大学院 人文社会科学研究群国際日本研究学位プログラム 事務室 行
*表面に「日本語教育育成奨学金申請書 在中」と朱書きしてください。

（つづく）

(つづき)

- 申請書類：
1. 申請書一式（申請書、履歴書、研究計画書、指導教員推薦状）
 2. 健康診断書
 3. 成績証明書
 4. 令和5（2023）年度研究業績一覧（該当するものがない場合は不要）
 5. 修士論文の概要（和文2,000字程度）（提出できない場合はそれに値するもの）

※1の申請書一式は、下記リンクから書式をダウンロードして作成してください。

https://drive.google.com/drive/folders/16VTksZ_InIjq9Fnf6ns1xJzixoGuvvP2?usp=sharing

お問い合わせ先：

伊藤 秀明 准教授（担当教員）

ito.hideaki.gb@u.tsukuba.ac.jp

国際日本研究学位プログラム事務室

office@japan.tsukuba.ac.jp

TEL：029-853-4037

以上

【奨学金要項】

- 助成人数および助成金額
 - ・対象学生のうち2名（前年度の研究成果優秀者1名、新入学生1名）を採択する。
 - ・採択者に対して1年間の学費（実納付額）と研究費（30万円）を助成する。

- 審査手続（二段階方式）
 1. 上記の申請書類一式を同領域の構成教員にて内部審査を行い、推薦者を決定する。
 2. 推薦者に対して尚友倶楽部による面接を含む審査を実施し、採択者2名を決定する。

- 本制度の目的および意義
 - ・日本語教育を専門とする博士後期課程の学生の研究に専念できる環境を構築することにより、国際的に活躍できる日本語教育研究者の育成に寄与する。
 - ・日本語教育を専門とする博士後期課程への進学予定者に奨学支援を行うことにより、質の高い学生を世界中から集め、博士後期課程全体の質の向上を図る。
 - ・研究費を有効活用することで、国内での研究に留まらず、国際的な研究へと発展させる。

- 奨学金の振込および使途
 - ・学費は春学期と秋学期に分けて採択者の個人口座へ振り込むこととする。
 - ・研究費は本学において管理し、その使途は本学事務規定・会計要領にもとづき取り扱われる。

- 採択者の義務
 - ・助成期間中の半期ごとに研究レポートを提出しなければならない。
 - ・助成期間終了後、研究報告（研究費の使用概算書を含む）を作成しなければならない。
なお、本報告書は一般社団法人尚友倶楽部会報へ掲載する場合がある。

- 申請資格の制限
 - ・休学中／留学中の者、および、受給対象年度内に休学／留学（大学間協定による留学は除く）を予定している学生は申請することができない。

- その他
 - ・返還義務のある奨学金および生活費を対象とする奨学金に関しては、その総額が1年間の学費（実納付額）を超えない範囲で併用を認める。
 - ・採択後、正当な事由がなく研究が遂行できない、または、採択後に短期間で留学・休学・退学をおこなうといった事情が発生した場合には、採択者に対して全額返還を求める可能性がある。
 - ・筑波大学以外の教育機関からの入学予定者も申請することができる。ただし、申請締切日は入学前であるため、申請にあたって入学後の指導教員候補者と打ち合わせ、許可を得てください。

以上